

(別表)

単品スライド条項対象品目

品目名	該当工事材料
鋼材類	鉄筋、形鋼、矢板、鋼管(杭)、ダクタイル鋳鉄管、ボルト、ナット、鉄線、鉄網等鉄製品等
燃料油	ガソリン、軽油、重油、混合油等
その他金属類	ステンレス製品、アルミニウム製品、銅製品等
その他石油製品	合成ゴム等石油製品、瀝青系資材等
コンクリート類	生コンクリート、セメントモルタル、セメント等
アスファルト類	加熱アスファルト混合物、アスファルト乳剤等
コンクリート製品類	U字溝、L形側溝、ボックスカルバート、コンクリート擁壁、その他プレキャスト製品等
石材類	砕石、砂(再生材を含む)、捨石、栗石、張り石、山土等
木材類	角材、木杭、木矢板等
合成樹脂類	硬質塩化ビニル管、一般用ポリエチレン管等
タイル類	内外装タイル、床タイル等
ガラス類	フロートガラス、強化ガラス等
内装ボード類	石こうボード、岩綿吸音板、けい酸カルシウム板等

- 1 品目分類は、上記の表を基本とする。
- 2 上記分類に無い品目等については、監督員と協議すること。
- 3 単品スライド条項の対象とする工事材料は、同条項の主旨により、該当工事の主要な材料であること。